官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕　一
〔人事異動〕
内閣　金融庁　最高裁判所　二
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
官庁事項　二
北海道開発局公示（北海道開発局）
国家試験　五
令和七年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　五
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配三七）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三八）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　六
会社その他
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産八七〇～八七七）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同八七八）　六
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八七九）　六
○肥料の登録が失効した件（同八八〇）　六
○令和三年農林水産省告示第二百十三号（家畜伝染病予防法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を公示する件）の一部を改正する件（同八八一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業八七）　六
○特定社会基盤事業者の住所の変更を公示する件（国土交通四三八）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同四三九）　六
○道路に関する件（四国地方整備局三七）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局八四）　六

その他告示

○農林水産省告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市宮郷町二三字野田三味一、国見元町二四字杤木山四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町上糸生九四字谷田坂二〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市田沢字宮ヶ畑八三、八五、字宮ヶ畑山七二六、七二七の一、七二七の二、七三五、七四三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ヶ畑八三・八五・字宮ヶ畑山七二六・七二七の二・七三五・七四三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県伊東市池字中背七七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市内房字塩出二〇四七の一、二〇四八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩出二〇四七の一・二〇四八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市内房字野下一五二九、一五三七の一、一五三八、一五四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野下一五二九・一五三七の一・一五三八・一五四二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市上柚野字西條一〇三、一〇四、一一〇、一一一、一一五の三、字森林一一七の一、一一八の一、一一〇の一、一二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西條一〇三、一〇四・一一一・一一五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字森林一一七の一・一二〇の一・一二一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一八の一

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県裾野市葛山字赤松一二九九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤松一二九九（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び裾野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年四月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年４月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第28332号	化成肥料	くみあい尿素硫加燐安48号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69424号	化成肥料	くみあい有機入り化成13号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第73848号	化成肥料	くみあい尿素燐加安575	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第78309号	化成肥料	くみあい苦土ASU入り複合硝加燐安S082	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第78327号	化成肥料	ジシアン有機入り化成1444号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第81483号	加工りん酸肥料	くみあい40苦土重焼燐特号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第81510号	汚泥肥料	し尿汚泥肥料１号	清水町	北海道上川郡清水町南４条２丁目２番地
生第81515号	汚泥肥料	ホクサツ１号	北薩広域行政事務組合	鹿児島県出水市野田町上名7918番地１
生第81518号	汚泥肥料	ネマトータ	高栄農産株式会社	栃木県宇都宮市海道町272番地
生第87943号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料324号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第87955号	化成肥料	UF入りアトラス100号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内
生第87956号	化成肥料	アトラス040号	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地松本ビル内

生第87963号	液状肥料	SNE液肥１号	有限会社エス・エヌ・イー総合研究所	静岡県浜松市中央区豊西町883番地
生第87965号	液状肥料	くみあい尿素複合液肥139号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第87973号	汚泥肥料	おでい肥料	サントリー株式会社	東京都港区台場二丁目３番３号
生第87974号	汚泥肥料	初山別コンポスト	初山別村	北海道苫前郡初山別村字初山別96番地１
生第87980号	汚泥肥料	もりもりゆうき	山興緑化有限会社	島根県邑智郡美郷町小松地320番地
生第93259号	化成肥料	有機入り化成I066号微量要素入り	ＮＣＴアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93265号	液状肥料	スーパー有機入り液肥１号	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目３番１号
生第93269号	液状肥料	エーワン液肥１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93270号	液状肥料	エーワン液肥２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93272号	液状肥料	液肥180号	緑産業株式会社	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第93273号	汚泥肥料	畑の応援団	株式会社ヤッホーブルーイング	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2148番地株式会社星野リゾート内
生第93275号	汚泥肥料	元気モリモリ東陽	横芝光町	千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
生第93277号	汚泥肥料	たかの高原コンポ	庄原市	広島県庄原市中本町一丁目10番１号
生第105217号	配合肥料	くみあいほう素セラコートR苦土炭カル入り粒状複合S154―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第105218号	配合肥料	くみあいほう素尿素セラコートR苦土炭カル入り粒状複合1807―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第105221号	化成肥料	硝安・マンガン・ほう素・有機入り複合14―８―10号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第105229号	汚泥肥料	戸沢肥料本郷	戸沢村	山形県最上郡戸沢村大字古口270番地

有効期間が令和10年４月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第102097号	混合有機質肥料	4.5混合有機質肥料	緑産業株式会社	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第102102号	化成肥料	まる有タブレットB	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102103号	化成肥料	まる有タブレットC	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102104号	化成肥料	腐植酸入りPKマグ	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102105号	化成肥料	ASC極タブレット	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102106号	液状肥料	リカフレッシュ855	西日本興産株式会社	大阪府大阪市東成区大今里四丁目23番18号
生第102108号	化成肥料	アミアップ	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第102110号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成089	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102111号	化成肥料	有機入り化成480	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102112号	化成肥料	有機入り化成802	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102113号	化成肥料	有機入り化成肥料１号	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第102125号	配合肥料	太陽756号	サミット肥料株式会社	北海道千歳市上長都1190番地１
生第102127号	化成肥料	有機入りリンカル化成31号	株式会社扶相	北海道河西郡芽室町西２条５丁目２番地７
生第102132号	化成肥料	くみあいほう素マンガン有機入り複合肥料088	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102133号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成0382号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102134号	化成肥料	くみあい尿素ほう素有機入り化成新S228	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102135号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成新661号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102137号	化成肥料	くみあい有機入り化成新S825号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102140号	化成肥料	くみあい尿素苦土有機入り化成新特S10	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102145号	混合有機質肥料	4.5混合有機質肥料２号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102157号	化成肥料	有機入り複合541	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２
生第102159号	家庭園芸用複合肥料	NBH５号	イノチオプラントケア株式会社	愛知県豊橋市若松町字若松146番地
生第102164号	液状肥料	C液肥505Fe	ＮＣＴアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第102168号	化成肥料	高度化成OX2513E10号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102169号	化成肥料	高度化成OX6872B号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102171号	化成肥料	高度化成OX8862号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102195号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥・苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合804号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102199号	配合肥料	アニマル733号苦土１	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第102200号	配合肥料	アミノスミフレンド756号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第107222号	水産副産物発酵肥料	対馬マグロ発酵肥料	長郷　泰二	長崎県対馬市豊玉町佐保434番地
生第107228号	化成肥料	関菱旬菜875	関菱化学株式会社	茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２

外第107230号	配合肥料	NovAcid 9.5―9―33＋2.5MgO＋TE	FERTILIZERS & CHEMICALS LIMITED	イスラエル国ハイファP.O.box 1428
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号

有効期間が令和10年４月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第84922号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料B855T号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第84940号	汚泥肥料	美ola	中空知衛生施設組合	北海道滝川市東滝川760番地１
生第84942号	汚泥肥料	郡上コンポスト	郡上市	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
生第84944号	汚泥肥料	みずほ発酵肥料	飛騨市	岐阜県飛騨市古川町本町２番22号
生第91062号	化成肥料	水稲用ミネラル１号原料	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91069号	液状肥料	液肥K―40	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第91075号	汚泥肥料	足柄のみのり	足柄上衛生組合	神奈川県南足柄市班目1547番地

有効期間が令和13年４月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第60435号	化成肥料	グアニック園芸用有機ほう素入り化成特10号	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第60448号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料26号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第60449号	成形複合肥料	丸桑粒状固形肥料特３号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第71802号	化成肥料	くみあい苦土入り尿素化成高度682	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76062号	混合りん酸肥料	粒状３種混合肥料	清水工業株式会社	岐阜県大垣市赤坂東町２番地の１
生第76071号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安2601―40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76072号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安2601―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76073号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安2601―100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76074号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安2601―140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第87981号	化成肥料	くみあい複合燐加安404	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第87989号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土肥料３号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93278号	化成肥料	くみあい苦土ジシアン入り化成S038	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第93279号	化成肥料	くみあい苦土ジシアン入り化成S615	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第93280号	化成肥料	有機入り高度化成111号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第93281号	化成肥料	マザー有機入り化成207	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93282号	化成肥料	東西有機入り複合888	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第93284号	化成肥料	苦土、有機入り複合M222	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第93285号	配合肥料	複合スーパーカリ２号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第105206号	硫酸苦土肥料	MFZ内海硫酸苦土肥料	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第105210号	化成肥料	クリエイト有機入り化成肥料やさい31号	クリエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目５番６号
生第105215号	化成肥料	くみあい苦土入り複合S3109PK	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第105216号	化成肥料	くみあい苦土入り複合S2417PK	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第105227号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸苦土石灰肥料SC	三新化学株式会社	富山県高岡市福岡町下蓑248番地
輸第7773号	過りん酸石灰	18―14過燐酸石灰	株式会社ホクレン通商	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
輸第10833号	被覆窒素肥料	コーティング尿素38.0	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10841号	けい酸加里肥料	ケイ酸カリ特号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第10842号	魚かす粉末	フィッシュボーンミール	株式会社小桜商会	東京都港区西新橋三丁目３番１号ＫＤＸ西新橋ビル
輸第10843号	甲殻類質肥料粉末	カニガラ	株式会社アグリプロダクツ	大阪府大阪市中央区南久宝寺町二丁目１番６号
輸第13620号	化成肥料	第二リン酸アンモニウム	パーカー川上株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目22番１号
輸第13621号	化成肥料	ファイグリーンＶ（芝専用肥料Ｖ号）	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第105211号	配合肥料	粒状肥料SB８号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第105212号	配合肥料	粒状肥料SB９号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第105223号	熔成りん肥	20ヨウリン	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105226号	過りん酸石灰	CG過りん酸石灰２号	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地

有効期間が令和13年４月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第102116号	化成肥料	ウレアホルム入り高度化成480	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第102179号	化成肥料	マザー尿素入り複合250	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第102122号	被覆窒素肥料	36被覆窒素肥料	水野陶土株式会社	愛知県瀬戸市小空町132番地
輸第102123号	被覆窒素肥料	32被覆窒素肥料	水野陶土株式会社	愛知県瀬戸市小空町132番地

有効期間が令和13年４月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第84917号	混合りん酸肥料	くみあい園芸用混合りん肥28号	村樫石灰工業株式会社	栃木県佐野市宮下町１番10号
生第84934号	配合肥料	くみあい粒状配合　エムコート入りＮＫ	くみあい肥料株式会社	長崎県諫早市栄田町８番23号
生第91057号	被覆窒素肥料	被覆尿素D38－１号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第91058号	被覆窒素肥料	被覆尿素D39－１号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第91059号	被覆窒素肥料	被覆尿素D40－１号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
輸第9336号	混合有機質肥料	混合有機質肥料３－1.5―1.5	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第9337号	混合有機質肥料	混合有機質肥料６－２―1.5	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百七十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　生産業者及び輸入業者の住所の変更

登録番号　生第93569号
　変更前　青森県平川市李平西豊田27番地１
　変更後　岩手県二戸市堀野字大畑51番地
登録番号　輸第107349号
　変更前　千葉県流山市おおたかの森東三丁目10番地の１
　変更後　神奈川県相模原市中央区横山三丁目31番１号淡路ビル201
登録番号　輸第107806号
　変更前　東京都千代田区平河町一丁目７―22
　変更後　東京都新宿区西新宿八丁目14番18号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第80549号
　変更前　ミヤマグリーン
　変更後　木炭コンポ
登録番号　生第108631号
　変更前　もろみM
　変更後　BioSもろみM
登録番号　生第108809号
　変更前　もろみKC
　変更後　BioSもろみKC
登録番号　生第108810号
　変更前　もろみJS
　変更後　BioSもろみJS

○農林水産省告示第八百八十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第86097号	汚泥肥料	ゆうきくん１号	諫早市	長崎県諫早市東小路町７番１号
生第87138号	液体微量要素複合肥料	マンガン・ほう素入り有機酸マグネシウム	株式会社名連	愛知県名古屋市港区寛政町三丁目39番地
生第93762号	ほう酸塩肥料	BB原料用粒状ほう素	株式会社名連	愛知県名古屋市港区寛政町三丁目39番地
輸第6562号	化成肥料	サンホープS053	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第7215号	化成肥料	サンホープNS121	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第7577号	化成肥料	サンホープ473号	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第7866号	熔成りん肥	CM熔燐	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第8608号	化成肥料	サンホープ化成S072号銅・亜鉛入	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第8670号	化成肥料	有機入りスーパー特30号	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第10940号	硫酸苦土肥料	16天然硫酸苦土肥料	株式会社名連	愛知県名古屋市港区寛政町三丁目39番地
輸第11056号	副産肥料	ML酸化苦土肥料	株式会社名連	愛知県名古屋市港区寛政町三丁目39番地
輸第11305号	化成肥料	サンホープS850号CuZn	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第11526号	化成肥料	サンホープ化成S121号BCuZn	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第11527号	化成肥料	サンホープ化成S821号CuZn	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第11987号	硫酸アンモニア	硫安	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第12284号	熔成りん肥	熔燐	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第12318号	重過りん酸石灰	43％重過石	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第12325号	化成肥料	サンホープ444号	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第13793号	硫酸アンモニア	硫安	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第100135号	過りん酸石灰	16.0％過石	名取商産株式会社	北海道河西郡芽室町新生南五線25番地16
輸第106770号	塩化加里	塩化加里K60	株式会社ケミカルフォース	愛知県名古屋市港区潮見町５番

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百八十一号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十六条の三十四第五号の規定に基づき、令和三年農林水産省告示第二百十三号（家畜伝染病予防法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を公示する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

本文中「C株」の下に「、vGPE-/PAPeV E^{ns}株及びvGPE-/PhoPeV E^{ns}株」を加える。

○経済産業省告示第八十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年六月三日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	市区町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5311	丸住製紙株式会社	愛媛県四国中央市川之江町八百二十六番地	令和七年二月二十八日から令和八年二月二十七日まで

○国土交通省告示第四百三十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　特定社会基盤事業の種類
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

二　特定社会基盤事業者の名称
三井倉庫株式会社

三　変更前の住所
東京都港区西新橋三丁目二十番一号

四　変更後の住所
東京都中央区日本橋箱崎町十九番二十一号

五　変更年月日
令和七年五月十二日

○国土交通省告示第四百三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月十九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―823号	冷却装置の管装置の防滴材	ArmaFlex Ultima	Armacell GmbH	Robert-Bosch-Str. 10, 48161, Münster, Federal Republic of Germany

○四国地方整備局告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月三日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類、路線名及び道路の位置
一般国道　三十二号　　徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から高知県高知市介良地先まで
〃　百九十二号　　徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から愛媛県西条市福武甲四五九番地一地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　東京大学地震研究所　所長　古村　孝志
住所　東京都文京区弥生一丁目一番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　令和七年五月八日から当該協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月三日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業一・四・四号長崎時津縦貫線及び三・一・百四十二号浦上川線

三　事業施行期間　自令和七年六月三日至令和十九年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、西町、葉山二丁目及び滑石二丁目地内
使用の部分　長崎県長崎市油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦三丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、大園町、葉山二丁目及び滑石二丁目地内

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月三十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
航空法等の一部を改正する法律
保険業法の一部を改正する法律

議案提出

五月三十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

議案送付

五月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

行政書士法の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案
資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

議案通知書受領

五月三十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
航空法等の一部を改正する法律案
保険業法の一部を改正する法律案

答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松尾明弘提出羽田空港新飛行ルートに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出外国情報機関による勧誘工作に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問に対する答弁書

報告書受領

五月三十日内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村の動向」の報告

食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村施策」の報告

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

又同日内閣を経由して法務大臣鈴木馨祐から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和六年団体規制状況の年次報告

参議院

議案提出

五月三十日衆議院から次の議案が提出された。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）

議案受領

五月三十日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第三三号）

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）

議案受領（予備審査）

五月三十日衆議院から次の議案が送付された。

行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第三六号）

議案付託

五月三十日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

特定生殖補助医療に関する法律案（秋野公造外三名発議）（参第一号）　内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）　農林水産委員会に付託

議決通知

五月三十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

航空法等の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員野田国義提出再エネ賦課金に関する質問に対する答弁書（第一二一号）

参議院議員浜田聡提出ＪＵＴＭに関する質問に対する答弁書（第一二二号）

参議院議員浜田聡提出能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問に対する答弁書（第一二三号）

参議院議員浜田聡提出自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問に対する答弁書（第一二四号）

参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問に対する答弁書（第一二五号）

法律公布奏上及び通知

五月三十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

航空法等の一部を改正する法律

保険業法の一部を改正する法律

報告書受領

五月三十日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

また、同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和六年団体規制状況の年次報告を受領した。

また、同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村の動向」及び「令和六年度食料・農業・農村施策」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

国立国会図書館

○国立国会図書館告示第一号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年六月三日

国立国会図書館長　倉田　敬子

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表電子式複写による印画の項中「二十五円」を「二十六円」に、「百二十一円」を「百四十円」に、「九十五円」を「九十六円」に改め、同表マイクロ資料からの印刷出力による印画の項中「二十五円」を「三十三円」に、「四十三円」を「四十五円」に、「三十六円（五十八円）」を「二十八円（五十円）」に、「三十六円（百円）」を「二十八円（八十円）」に改め、同表マイクロ資料からの印刷出力による印画の項中「三十六円」を「二十八円」に改め、同表マイクロ資料からの電子式引伸印画の項中「七十円」を「百十円」に、「百円」を「百四十円」に改め、同表撮影した画像を記録した光ディスクの作成の項中「六百五十円」を「六百九十五円」に、「百六十円」を「百六十五円」に改め、同表撮影した画像を複製した光ディスクの作成の項中「四百九十円」を「五百三十円」に改める。

第二項中「十三円」を「十四円」に改める。

第三項中「百七十円」を「百八十五円」に改める。

第五項第一号中「二百五十円」を「三百五十円」に改め、同項第二号中「三百五十円」を「四百八十円」に改める。

附　則

1　この告示は、令和七年七月一日から施行する。

2　この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和七年七月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

人事異動

内　閣

農林水産大臣秘書官に任命する

千場香名女

農林水産大臣秘書官

川合　賢二

願に依り本官を免ずる（以上五月二十一日）

国務大臣

武藤　容治

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（五月二十九日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣

坂井　学

防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（東京地方検察庁検事）　検事　太田　健介
判事兼簡易裁判所判事に任命する
（東京家庭裁判所判事兼東京地
方裁判所判事・立川簡易裁判
所判事）　判事兼簡易裁判所判
事　馬場　純夫
顧に依り本官並びに兼官を免ずる
（内閣官房内閣情報調査室内閣
衛星情報センター分析部長）
内閣事務官　松林　健一郎
外務省に出向させる（以上五月三十日）

金　融　庁

（審判官）　検事　日浅さやか
審判官を免ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　高橋　安紀子
審判官を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局
統括調査官）　内閣府事務官　小椋　良紀
（同）　同　守安　一郎
証券取引等監視委員会事務局証券調査官を命ずる
（各通）
（証券取引等監視委員会事務局
統括特別調査官）　同　渡辺　朋彦
証券取引等監視委員会事務局証券取引特別調査官
を命ずる（以上四月一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事　檜井　英夫
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
者に指名する
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
判事事兼簡易裁判所判事　倉澤　守春
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する（以上五月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イタリアの共和国記念日につき、五月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、マレーシア国王陛下の御誕生祝日につき、五月三十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年６月３日

北海道開発局長　坂場　武彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	231号	留萌市栄町１丁目105番９から同市船場町１丁目７番６までの上下線

国家試験

令和７年度マンション管理士試験実施公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第５条の規定に基づき、マンション管理士試験の実施について次のとおり公告する。

令和７年６月３日

国土交通大臣　中野　洋昌

1　試験期日及び時間　令和７年11月30日（日）午後１時～午後３時

2　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市並びにこれらの周辺地域

3　試験実施機関　公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）
〒101―0003　東京都千代田区一ツ橋２－５－５　岩波書店一ツ橋ビル７階　電話03―3222―1611（試験案内専用電話）
同大阪支部　〒541―0042　大阪市中央区今橋２－３－21　今橋藤浪ビル３階　電話06―4706―7560

4　受験手数料　9,400円

5　受験案内書　令和７年７月25日（金）から、センター（支部を含む。）並びに都道府県及び政令指定都市において配布する。また、センターのホームページ（https://www.mankan.org/）に掲載する受験案内書をダウンロードすることにより入手することもできる。

6　受験申込方法

⑴　郵送による申込
受験手数料をセンターが指定する払込用紙等を用い、ゆうちょ銀行・郵便局の振替払込又は銀行の振込により納付し、受験申込書類を令和７年８月１日（金）から令和７年８月29日（金）（当日消印有効）までの間にセンターへ郵送する。

⑵　インターネットによる申込
令和７年８月１日（金）10時から令和７年９月30日（火）16時までの間にセンターホームページに接続し、申込画面において必要な事項を入力して、顔写真ファイルとともに送信する。この場合、受験手数料は、センターが指定するクレジットカードにより納付する。

7　出題に係る法令等　出題に係る法令等については、令和７年４月１日において施行されている法令等とする。

8　合格発表　令和８年１月９日（金）にセンターのホームページ（https://www.mankan.org/）に合格者の受験番号を掲載するとともに、センターから各受験者へ合否通知書を送付する。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＪＷＡ
２．住所　神奈川県横浜市中区常磐町三丁目24番サンビル７階
３．代表者の氏名　佐波　一雅
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2915号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年12月３日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年６月３日

関東財務局長　目黒　克幸

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月３日　　東北経済産業局長　佐竹　佳典

名　　称	株式会社東邦クレジットサービス
本店の所在地	福島県福島市大町４番４号
登録番号	東北（包）第17号
営業廃止年月日	令和７年４月１日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月３日　　東北経済産業局長　佐竹　佳典

名　　称	株式会社東邦クレジットサービス
本店の所在地	福島県福島市大町４番４号
登録番号	東北（ク）第１号
営業廃止年月日	令和７年４月１日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月３日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年５月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケーシン工業　加藤　純也　宮城県黒川郡大和町吉岡字東車堰36番地５　国土交通大臣許可（般―02）第28058号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年５月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号

広島市安佐南区祇園７丁目29番１―11号
清算株式会社　株式会社1956
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第３号

徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野91番地４
清算株式会社　株式会社ＪＭ
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号

広島県東広島市豊栄町清武2924番地の１
清算株式会社　株式会社エイチアールイー
代表清算人　堀江　欣二
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表１「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社又はその関連会社である株式会社ＫＭコーポレーション（以下、清算株式会社と株式会社ＫＭコーポレーションを併せて「清算株式会社等」という）に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社等はこれを速やかに換価し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表２「清算株式会社等債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて同表記載の債権者に対して弁済する。
この場合において、清算株式会社等が特別清算において受けた債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１００２号

広島県東広島市豊栄町清武2923番地２
清算株式会社　株式会社ＫＭコーポレーション
代表清算人　堀江　欣二
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表１「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社又はその関連会社である株式会社エイチアールイー（以下、清算会社と株式会社エイチアールイーを併せて「清算株式会社等」という）に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社等はこれを速やかに換価し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表２「清算株式会社等債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて同表記載の債権者に対して弁済する。
この場合において、清算株式会社等が特別清算において受けた債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

監督命令

監督命令取消

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

	小規模個人再生による再生手続廃止	給与所得者等再生による再生計画認可	
	給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告	所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年七月一日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nisshinfire.co.jp

（乙）https://www.nisshinfire.co.jp/

令和七年六月三日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

（甲）日新火災海上保険株式会社

代表取締役　織山　晋

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

（乙）日新火災総合サービス株式会社

代表取締役　西川　克彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＥＲＩソリューション（乙、東京都港区南青山三丁目一番三一号）の建築基準法第十二条定期報告、既存住宅状況調査及び関連事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　七十一頁（号外第一一六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十八日

掲載頁　五十四頁（号外第二〇〇号）

令和七年六月三日

東京都品川区西五反田五丁目九番二号

株式会社タイトー建築・設備検査センター

代表取締役　小尾　章夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月八日であり、組織変更後の商号は株式会社うすい不動産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

茨城県水戸市城東一丁目三番八号イソラヴェラ一―Ｃ号室　合同会社うすい不動産

代表社員　薄井　章彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

栃木県宇都宮市一ノ沢町二六三番地二九

合同会社栃木Ｖｅｇｅｔａｂｌｅｓ　Ｎｅｔｗｏｒｋ

代表社員　田部井茂雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号はＤＥＮＫＵ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年六月三日

埼玉県志木市本町一丁目二番四九号

電空プロテック合同会社

代表社員　齋藤　恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

千葉県千葉市緑区おゆみ野三丁目一七番地一〇レクセルプラザ鎌取九〇二

合同会社Ａ―ＬＰサポート

代表社員　古川　和正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　合同会社Ａｓａｇｉｍａ

代表社員　猪原　将道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階　合同会社ＡＲＫ

代表社員　伊藤　良司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番五号

Ａ―Ｄｅｓｉｇｎ合同会社

代表社員　今関　真登

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月三日

石川県金沢市才田町は六八番地

農事組合法人Ｏｎｅ

理事　宮野　一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

愛知県江南市小折本町白山一四六番地二五

合同会社ＥＭＭＥＴ

代表社員　酒井　優樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

滋賀県湖南市夏見一―七

合同会社Ｓｅｉ　Ｓａｎ　Ｓｅｉ

代表社員　髙橋　央

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月六日であり組織変更後の商号は株式会社Ｑｒｅａｌとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

京都市東山区本町十九丁目四二五番地ＳＴＡＲＴ一〇三　合同会社Ｑｒｅａｌ

代表社員　原田　采佳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

ＴＦホールディングス株式会社

代表取締役　松岡　修

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千万円、資本準備金の額を三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　十八頁

令和七年六月三日

東京都港区芝五丁目三〇番一一号

株式会社越後屋

代表取締役　春田　憲司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月三日

山形県飽海郡遊佐町吉出字上平坂一〇番地

株式会社幸輪

代表取締役　金子　正次

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月三日

東京都中央区銀座四丁目一番先

株式会社西銀座デパート

代表取締役　柳澤十久二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月三日

鳥取県米子市蚊屋二七二番地一四

米子宇部コンクリート工業株式会社

代表取締役　永瀬　正悟

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社クロサワホールディングス（住所東京都中央区銀座六丁目九番二号クロサワビルディング十一階）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和七年六月三日

東京都中央区築地六丁目二五番一〇号築地センタービル四階　黒沢不動産株式会社

代表取締役　黒澤　厚

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和六年九月二十六日付官報（号外第二二四号）八十八頁に掲載されています。

令和七年六月三日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ドルフィン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和七年五月二十三日（号外第一一四号）五十二頁掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、甲の吸収分割公告及び決算公告の本店「千葉県茂原市早野一〇七一番地一」とあるは「千葉県茂原市八千代三丁目一二番地六」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月三日

千葉県茂原市八千代三丁目一二番地六

株式会社タマホールディングス

代表取締役　玉川　大樹

取消公告

令和七年五月十九日掲載の左記会社における合併公告を取消します。

令和七年六月三日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

（甲）日新火災海上保険株式会社

代表取締役　織山　晋

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

（乙）日新火災総合サービス株式会社

代表取締役　西川　克彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
八六	一	改正後欄 四～八	同号ニ	
		終りから 一〇	中小事業主	同号八 中小企業事業主
一〇九			令和七年四月一日（号外第七十三号）公布国土交通省令第四十四号（港湾法施行規則の一部を改正する省令） （原稿誤り）	
		五一	改正前欄 終りから 二千円	二百五十九万五百六万円
			令和七年四月一日（号外特第十号）公布公正取引委員会規則第三号（公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則） （原稿誤り）	
			一六一ページ改正後欄終りから六行目は次のとおりの誤り。 ［２～４　略］ （地方事務所及び支所の分課） **第三条**　［略］	
			同ページ改正前欄終りから四行目は次のとおりの誤り。 ［２～４　同上］ （地方事務所及び支所の分課） **第三条**　［同上］	